

平成 29 年 10 月 20 日

総務大臣 野田 聖子 様

地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討  
に対する意見

- 1 政策金融改革において、「官から民へ」の考え方のもと公営企業金融公庫は廃止され、「国から地方へ」という地方分権改革の趣旨に沿って、全ての地方公共団体が出資する地方共同法人として、地方公営企業等金融機構が設立された。

さらに、100 年に一度とも言われた金融危機を契機に地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）に改組され、我々地方の長年の希望であった、一般会計への貸付けを行う地方共同の金融機構の創設が実現した。

- 2 それ以来、機構は、設立の趣旨や経緯を踏まえ、地方公共団体を主体とするガバナンスで自立的な運営を行い、安定した経営を確立する中で、地方公共団体の資金ニーズに対応し、住民生活に欠かせない上・下水道をはじめとした公共施設の整備や老朽化対策、防災・減災事業等に必要な長期・低利の資金を供給してきた。

特に、資金調達力の弱い団体に対する資金供給、財源不足に対応するための臨時財政対策債や東日本大震災対応のための円滑な資金供給など、セーフティネットとしての重要な役割も果たして

いる。

こうした約 10 年間にわたる機構の経営努力の積み重ねは、高く評価できるものである。

- 3 今後も、老朽化に伴う公共施設等の更新や防災・減災対策、地域活性化の取組など、地方公共団体においては資金需要が見込まれることから、資本市場からの資金調達には一定の限界がある長期・低利の資金供給など、民間資金の補完としての機構の役割・機能は引き続き必要不可欠である。あわせて、地方公共団体の資金調達等を支援する地方支援業務について、充実・強化を図るべきである。
- 4 こうした状況を踏まえ、今回の機構の業務の在り方の検討に当たっては、地方公共団体の意見を最大限尊重した上で、機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすとともに、地方公共団体が資金調達に支障を来すことのないよう、現行の枠組みを堅持すべきである。

全 国 知 事 会	会 長	山 田 啓 二
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会	会 長	柳 居 俊 学
全 国 市 長 会	会 長	松 浦 正 人
全 国 市 議 会 議 長 会	会 長	山 田 一 仁
全 国 町 村 会	会 長	荒 木 泰 臣
全 国 町 村 議 会 議 長 会	会 長	櫻 井 正 人